

日向市公共交通事業者支援事業給付金のお知らせ

日向市内に営業所を置く交通事業者等に対して、保有車両数をもとに給付金を支給します。

対象事業者

- バス事業者** 一般乗合旅客自動車運送事業または一般貸切旅客自動車運送事業を営む者
- タクシー事業者** 一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（福祉輸送事業限定を含む）
- 代行運転事業者** 自動車運転代行業を営む者

- ※主な要件
- 市内に営業所を置く事業者であること
 - 現に事業活動を行っており、今後も継続する意思があること
 - 感染症対策を講じていること
 - 市税等滞納が無いこと
 - 日向市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団関係者等に該当しないこと

給付金額

支援対象車両1台あたり バス 10万円 / タクシー・代行 2万円

申請期間

令和4年7月15日（金）から9月30日（金）まで ※郵送の場合は必着

必要書類

- 様式第1号：申請書兼請求書 ● 市税の完納証明書
- 様式第2号：役員名簿 ● 通帳の写し
- 事業者区分、事業所等の所在地、保有する支援対象車両数が確認できる書類の写し

バス・タクシー事業者 の方には、「証明願」の利用をおすすめします。

証明願を利用する場合は.. まず、九州運輸局宮崎運輸支局へ「証明願」を提出します。
上記事項に関する証明を依頼することができます。
押印・返却されたものを添付してください。

証明願を利用しない場合は.. 九州運輸局発行の許可書や、九州運輸局へ提出の事業計画書、
すべての支援対象車両の車検証などの写しをご用意ください。

代行運転事業者 の方は、①～③のすべてをご用意ください。

- ① 公安委員会発行の認定証の写し
- ② すべての支援対象車両の車検証の写し
- ③ すべての支援対象車両の写真（認定番号と車両ナンバーが分かるもの）

申請方法

- 郵送する場合 必要書類のすべてを次のあて先に送付してください。
〒883-8555 日向市本町10番5号 日向市観光交流課
- 窓口で提出する場合 必要書類をご持参のうえ、本庁舎3階10番窓口にお越しください。

その他

市ホームページには、様式等を掲載しています。

ご不明な点などございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

- 電話番号 0982-66-1026 (FAX 0982-54-2639) ● メールアドレス kankou@hyugacity.jp